

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」 報告書に係る最近の取組状況について

(前回の懇談会以降の新たな展開)

国土交通省 自動車交通局

平成21年6月12日

1. 一般病院への療護センター機能の一部委託
2. 短期入院協力病院の拡充等
3. 交通事故被害者に対する情報提供・心のケアに係る環境の整備
4. 「親亡き後問題」への取組み
5. 事業用自動車総合安全プラン2009

平成18年度あり方懇談会報告書

療護施設が自宅から遠いことを理由として、療護施設への入院申請を断念した被害者家族は多い。つまり、家族が望んでいるにもかかわらず回復に向けた治療・看護の機会が事実上与えられないという被害者間での不公平が生じている。

遷延性意識障害者に対する療護施設機能に理解・意欲を有し、医師・看護師・リハビリスタッフ・施設・医療機器等のレベルが相当高い等の一般病院に対して、**療護施設機能の委託により、交通事故による遷延性意識障害者のための回復に向けた治療・看護機会の拡充を図るべきである。**

取組状況

- 平成19年10月から委託。12月より患者の受け入れを開始。
(委託先) ・北海道：医療法人医仁会中村記念病院
・九州：特定医療法人雪ノ聖母会聖マリア病院
- 平成20年度、中村記念病院で6床から12床に、聖マリア病院で10床から20床に増床。
- 平成21年3月末時点で、両病院とも満床。入院患者は、北海道、九州各県の在住者。北海道の中村記念病院においては、20年12月、患者1名が脱却により退院。
- NASVAによるヒアリングによると患者のご家族の満足度は高く、また、新聞、テレビ等の地元メディアでも何回(10回超)も取り上げられ好意的に報道されている等、両病院ともに高い評価を受けている。
- NASVAでは、療護センターにおいて委託病院の看護師への研修を行っているほか、療護センター長会議に両病院の院長等を参画させ、情報交換を行う等の支援を行っている。

北海道新聞 (H20.6月)



< 中村記念病院入院患者ご家族の声 >

病室の環境がよい。以前居た病院とはかなり違う。

静かな環境でとてもよい。介護する側のストレスもかなり軽減されていると思う。

プライマリー・ナーシングなど、ケアが行き届いている。

読売新聞西部版 (H20.5月)



< 聖マリア病院入院患者ご家族の声 >

看護師さんによる話しかけなど、よくやってくれていると思う。

申し分ない環境だ。

今までこのようなりハビリを目にしたこともなかったので、非常にうれしく、十分満足している。

平成18年度あり方懇談会報告書

引き続き短期入院協力病院の指定数を増やし、早急に各都道府県に1以上の短期入院協力病院を確保することにより、在宅介護を受ける重度後遺障害者が安心して治療・看護を受けることができる体制を全国的に整備すべきである。その上で、短期入院協力病院と療護センター等との連携や交流を積極的に図るべきである。

短期入院協力病院をめぐる現状

- 在宅介護の重度後遺障害者が診察、検査などを受けるための短期入院を積極的に受け入れる病院を、国土交通省が「短期入院協力病院」として指定。平成20年度に12病院を追加指定し、全国で79病院を指定済み。
- 利用率向上が課題であり、平成20年度の利用者は110人と18年度に比べ2.6倍に増えたが、なお低い利用状況にある。利用しない理由として、(1)遠くて不便、(2)医療・看護体制、サービス内容が不明、(3)サービス不足(対応が冷たいetc)、が挙げられている。(平成19年1月調査)
- 一方、平成20年11月に実施した満足度調査によると、協力病院利用者の9割は積極的評価で、今後も同じ協力病院を利用したいとする回答が9割にのぼった。評価理由としては、医師、看護師、窓口の対応の良さ・丁寧さを挙げる人が殆ど。

利用率向上のための取組み

追加指定と周知を引き続き進めることに加え、患者の症状や心情に対する理解、サービスの向上を目的とした協力病院への支援が必要。

1. 短期入院協力病院の周知

- 平成21年4月から、国土交通省ホームページに、各協力病院の詳細情報を掲載。
- 介護料受給世帯へのNASVA広報誌「ほほえみ」に各協力病院を紹介するコーナーを設けた(2008年夏号(第23号)～)
- 平成19年度から「NASVA訪問支援サービス」時に、居所周辺の協力病院の体制・サービス内容等を個別に案内。
- すべての協力病院のサービス内容・利用者の声等を掲載した冊子を平成21年3月に国土交通省で作成し、介護料受給世帯に配布。

2. 短期入院協力病院への支援

- 各療護センター等全国5ヶ所において、「短期入院協力病院意見交換会」を開催し、協力病院の治療・看護方法のレベル向上を目的とした情報交換、利用率の高い病院での取組み事例の共有、療護センターからの助言等を実施。(平成21年1月～2月)
- 協力病院の医療スタッフを対象として、療護センターの治療・看護内容等を紹介するDVD「私たちはあきらめない」を平成21年3月に作成し、同年4月に各病院に配布。
- 協力病院に対して、療護センターにおける研修に関するアンケートを平成20年11月に実施。本アンケートから得た研修ニーズを踏まえ、21年4月に研修プログラムを作成。
- 治療・看護技術に係る知識の向上のための療護センターでの研修費用等を引き続き支援。



3. 交通事故被害者に対する情報提供・心のケアに係る環境の整備

平成18年度あり方懇談会報告書

国土交通省が中心となって、関係機関(市区町村、警察等)や関係団体(医師会、弁護士会等)など、どの関係機関等を起点としても必要な情報が入手できるよう、**連携体制を構築するべきである。**

自動車事故対策機構においては、全国において相談窓口の機能を充実するとともに、提供できる情報の内容を拡充するべきである。

情報提供の取組状況

NASVA交通事故被害者ホットラインの開設

平成19年10月の開設後、政府広報TV番組による紹介、リーフレットの配布等による周知により、**ホットラインへの相談件数が増加**。(平成20年度下半期の相談件数は、前年度同期比**29%増**。)

重度後遺障害者の介護世帯へのサポート体制の強化

・平成19年度より、NASVA支所の担当者が、介護料受給世帯の各家庭を訪問し、被害者の状況を把握するとともに、各家庭の個別の相談に応じる「**NASVA訪問支援サービス**」を開始。(全国50の支所)
平成19年度197件、20年度464件を訪問。21年度はさらに訪問件数を拡大する。

・平成20年度より、NASVAの主管・支所の会議室等において、**被害者団体との日常的な意見交換を図るための連絡会議等を開催**。(20年度は29回実施。)

ホームページ等による情報提供の充実

・NASVAホームページの在宅介護Q & Aを、訪問支援サービスにより把握した介護家庭のニーズを踏まえ、見直し。
・平成20年4月に国土交通省のホームページに、自賠償に関する総合情報サイトとして「**自賠償保険ポータルサイト(www.jibai.jp)**」を開設。
・平成21年3月に国土交通省において、**交通事故被害者向けの小冊子**を作成し、全国の自動車教習所や病院等に備置。

被害者保護企画官の設置

平成20年7月、「被害者保護企画官」を新設。

関係機関・団体との連携体制の構築、被害者の実状分析の強化
被害者保護に係る企画・立案体制の強化

心のケアに係る環境整備

・平成20年度、親亡き後問題に関し、重度後遺障害者の介護家庭の負担等について調査検討を実施。
・一方、自動車事故の被害者家族のうち遺族の心のケアも大きな問題。交通遺児については「NASVA交通遺児友の会」等による支援を行っているが、心の問題は遺児に限らない問題。このため、**平成21年度、被害者家族の精神的負担の実状、被害者家族相互の癒しの活動状況、地方公共団体等による支援の実態などを把握するとともに、心のケアに係る環境整備に向けた検討を行うための調査を実施**する。調査に際し、有識者、被害者団体、関係機関等からなる検討会を設け、解決すべき課題、支援のあり方等について、関係者間での議論を行う。

今後のスケジュール

・平成21年7月 第1回検討会
↓ 計4回開催
平成22年3月 報告とりまとめ

検討会の委員の構成

・学識経験者
・地方公共団体
・被害者団体
・関係団体(NASVA等)
・行政機関(内閣府、国土交通省)

平成18年度あり方懇談会報告書

親が子を介護している場合、自らが亡くなった後でも子が十分な介護を受けられる生活をいかに確保するかが最大の懸案であり、非常に大きな精神的負担となっている(いわゆる「親亡き後問題」)。

国土交通省としても、具体的にどのような支援があれば親が過重な負担に苦しまなくて済むのか、また被害者本人が自分の人生を少しでも豊かに歩むことができるのかという観点から生活支援に係る障害福祉施策の現状、「親亡き後」の実態等の把握に努めるとともに、関係者と真摯に議論を継続するべきである。

取組状況

平成20年度、現行の障害者福祉施策及び「親亡き後問題」の詳細な実態把握を行うとともに、実現可能な生活支援等について検討を行うための調査を実施し、平成21年3月、報告書を取りまとめた。また、調査の実施にあたって、有識者、地方公共団体、関係機関等からなる「自動車事故による重度後遺障害者の『親亡き後問題』に関する検討会」(座長：福田弥夫 日本大学法学部教授)を開催し、計5回にわたってご議論いただいた。

「親亡き後問題」に関する調査報告書

1. 「親亡き後問題」に係る実態調査

- ・地方自治体、身体障害者施設、介護世帯を対象にアンケート・ヒアリング調査を実施。
- ・その結果、「親亡き後」は施設入所を考えている介護世帯が多いが、入所可能な施設は少なく、施設に関する情報も持っていない、成年後見制度の必要性が認識されていない、介護者が「親亡き後」に関する多岐にわたる情報に接する機会が少ない、等の実態がわかった。

2. 「親亡き後」に係る生活支援の検討

- ・「親亡き後」の重度後遺障害者は、医療的な支援が可能な施設において、成年後見制度等の障害者を支援する制度を活用して生活することが必要であり、そのため、親(介護者)に対する情報提供・相談対応を支援することが重要。
- ・情報・相談支援にNASVA支所の機能を活用する。
- ・介護者に対する情報支援として、官民の関係機関と介護世帯を結ぶ情報ネットワークを構築するためのモデル事業を平成21年度に実施。

情報ネットワーク構築のモデル事業

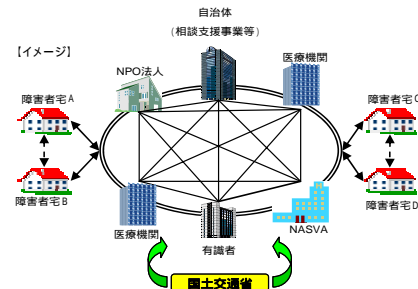
介護者に提供すべき情報の内容、関係者間で共有すべき情報の範囲、情報交換を行うに適切なツール等について検討の上、実地に試行し、課題及び具体的方策を明らかにする。また、地区ごとに関係者による検討会を設ける。

(実施地区) 神奈川県、宮城県

(検討会) 平成21年8月、立ち上げ。2~3回開催し、3月とりまとめ。

情報ネットワークのイメージ図

- 【想定する関係者】
- ・NASVA
 - ・自治体(県、市町村)
 - ・社会福祉協議会
 - ・医療機関
 - ・重度後遺障害者の介護者(当事者団体等)
 - ・有識者
 - ・NPO法人 等



平成18年度あり方懇談会報告書

事故発生防止対策については、ドライバーに起因して発生する**事故をより確実に減少させることができるよう不断の見直しを行い、重点化に努めるべきである。**

事業用自動車に係る交通事故の発生状況

全体で見ると、死者数が年々減少し、人身事故件数も平成16年をピークに着実に減少。

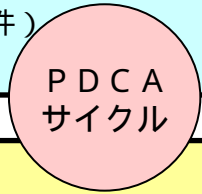
しかしながら、事業用自動車については、より高度な安全性を求められているにもかかわらず、事故件数、死者数ともに、自家用自動車と比べると減少の歩みが遅い。また、依然として飲酒運転や、社会的影響の大きな事案が後を絶たず発生している等、憂慮すべき状態。

こうした状況に鑑み、平成20年11月に「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」(委員長:野尻俊明 流通経済大学法学部教授)を設置し、ソフト・ハード両面から、総合的な安全対策について検討を進め、平成21年3月、「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定。

プラン2009の概要

Plan 事業用自動車の事故削減目標の設定

- ・10年間で死者数半減(平成20年513人を10年後に250人)
- ・10年間で人身事故件数半減(平成20年5万6千件を10年後に3万件)
- ・飲酒運転ゼロ



Do 目標達成のため当面講ずべき措置

| | |
|---|--|
| <p>安全体質の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全マネジメント評価を中小規模事業者にも拡大 ・メールマガジンの発信等による事故情報の共有 ・運転者の労働環境の改善 等 | <p>飲酒運転の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコールチェッカーの義務付け ・アルコール・インターロックの普及 等 |
| <p>コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査要員のさらなる増員 ・行政処分の強化 ・処分逃れの防止 等 | <p>IT・新技術の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASV技術の開発・普及 ・衝突被害軽減ブレーキの義務化の検討 ・ドラレコ、デジタコの一層の普及促進 等 |
| | <p>道路交通環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交差点改良や歩道、中央帯の整備、信号器改良 ・防護柵等の整備 ・生活道路への通過交通を抑制する対策 等 |

Check フォロ・アップ会議を設置 Act

毎年、関係者間で施策の進捗状況、目標の達成状況等を確認 → 新たな施策を検討